

SAAJ
第 87 回月例研究会
講演記録

No.602 小倉 道雄

講師：日本弁護士連合会
情報問題対策委員会副委員長
新東京法律事務所
弁護士 北沢 義博氏
先生の紹介が下記URLにある

<http://www.newtokyolaw.or.jp/>

日時：平成 14 年 4 月 10 日
18 時 30 分～20 時 30 分

場所：東京都労働福祉会館

欧州評議会「サイバー犯罪条約とその国内
法化の問題点」

- ・ 条約案の原文は Final Draft Convention on Cyber-crime からダウンロードできる
- ・ 条約案の説明用報告書は下記からダウンロードできる

<http://convention.coe.int/Treaty/EN/proje/FinalcyberRopex.htm>

- ・ この条約案についての、米国司法省による FAQ が下記に公開されている。
Frequently Asked Questions and Answers
1:About the council of Europe Convention
On Cyber crime(Final Draft released June
29 2001)

条約案は前文と 48 条の条文からなる。
レジメと夏井先生の条約案の和訳を配布された。

第一 条約概説

1. はじめに

システム監査人協会のホームページを見るといろいろなテーマで研究している。これらのテーマには自分も興味をもっている。最近国会では個人情報保護法案が審議されており、政府はサイバー条約に署名した。この条約を日本に持ち込むのは問題があるため日本弁護士会ではワーキンググループで研究中である。

2. なぜ欧州評議会なのか

欧州評議会とは：1949 年、人権、民主主義、法の支配という価値観を共有する西欧 10 力国がその実現のために強調することを目的に設置した国際機関、日本も米国等とオブザーバー参加、加盟国数 43。

1996 年 11 月サイバースペース犯罪に関する専門家委員会を設置、日本もオブザーバー参加 すでに署名済み

3. 条約と国内法

日本政府も 2003 年夏ごろまでに発効したい意向だが下記問題がある

- ・ 国会の批准と承認が必要である。
- ・ これに見合う国内法の整備が必要となる。
- ・ 各国には留保条項の権利がある

4. 条約の内容における特徴

条約内容は何が犯罪であるかを定める刑事実体法と判決を出すまでの手続を決める手続法にわたる内容となる。内容はコンピュータを使った犯罪が対象でサイバー犯罪に限らない。国際共助から見ても国内法の整備が必要となる。

5. 視点、問題点

この条約を国内法化した場合、下記のような問題点が出てくる。

- ・犯罪捜査手続に大きな変化がおき警察、検察だけで対応できるか。現在はビジュアルな証拠で動くがコンピュータ・データでは必ずしもビジュアルではない。
- ・多くの法律家はコンピュータに詳しくないため専門性が確保できるか
- ・24時間対応の必要がある
- ・個人のプライバシー、通信の秘密等基本的人権侵害のおそれ、プロバイダーに対する過度の負担等(捜査時の立会い)が考えられる

第二 議論

1. 定義(適用範囲)

下記が定義として重要。

コンピュータ・システム、データ
サービス・プロバイダー(ISPも入る)
トラフィック・データ

2. 刑事実体法

条約によれば下記のような場合が犯罪となるが、わが国の場合かならずしも法律が整備されてない。

違法アクセス

- ・不正アクセス法で対応(スタンドアロンやアクセス制御のないシステムも対象とすれば、改正必要)

違法傍受

- ・対応法律なし(通信傍受法はある)

データ妨害、システム妨害

- ・刑法で対応可

機器の濫用

- ・不正アクセス法で一部対処可、しかし販売行為、頒布行為を処罰する規定なし
コンピュータ関連偽造、詐欺

- ・現国内法でほぼ対応可

児童ポルノ関連犯罪

- ・児童買春、児童ポルノ法で一部対応、条約では持っているだけで犯罪、しかし我が国では児童ポルノ等の記憶媒体上の保有は不可、条約では児童ポルノの定義が広い(国内事情により留保するも可)

著作権侵害関連犯罪

- ・国内法で対応済み

未遂および幫助・教唆 省略

法人の責任 省略

制裁・措置 省略

3. 手続条項

適用範囲

- ・2 - ~ 2 - の犯罪

・コンピュータ・システムを用いて実行されるその他の犯罪

・民間には犯罪行為の電子的な形式による証拠の収集の義務、協力義務あり

記憶されたコンピュータ・データの応急保全(条約 16 条)

- ・これまでの国内法にない

・新たな強制処分となり、行政命令とするか令状主義に服させるかが問題。前者なら新たな立法、後者なら法改正が必要となる

トラフィック・データの応急保全

および部分開示(17 条)

・従来はトラフィック・データとコンテンツ・データは通信の秘密により保護

されていたが、条約では前者については容易に保全と開示を認めようとしている。

強制処分法定主義に立てば新たな立法が必要である。

提出命令(同 18 条)

- ・国内法では令状によらない加入者情報の

提出命令は強制処分法定主義に立てば新たな立法が必要である。

記憶されたコンピュータ・データの搜索および押収(同 19 条)

・搜索かアクセスかは締約国の選択となる。他のシステムへの拡張は国内法では未対応、強制処分法定主義に立てば新たな立法が必要である。

トラフィック・データのリアルタイム収集(同 20 条)

・国内法では通信傍受行為に該当するが、重大犯罪に限定されない点で未対応であり、強制処分法定主義に立てば新たな立法が必要である。またプロバイダー等に協力させるならば新たな立法が必要である

コンテンツ・データの傍受(同 21 条)

・重大犯罪に限定されている点では通信傍受法で対応されている。

4. 国際共助

双罰性の緩和

・コンピュータデータの応急保全については、双罰性を要求してはならない。他国のサービス・プロバイダーを特定するためのトラフィック・データの応急開示をしなければならない。

週 7 日、24 時間対応(同 35 条)

5 Q & A

Q: データを証拠として提出することになっているが信頼性(データの改ざん等による)の議論はされているか

A: 信頼性があることが前提となっている

Q: サイバー上で暗号化されているときキ-を教えろとなるか

A: 現在法的にない。別途法が必要

Q: 第 3 条の非公開の伝送とは衛星通信や無線通信を考えているのか、もしくは暗号との関係を考えているのか

A: 条約はそこまで考えてないと思う

Q: 第 6 条の保有すべき物件の数を要件とすることができるのはどのようなことか

A: ボリュームと考えられるがよくわからない

Q: 自国内とあるが公海上ではどうか

A: 誰も権限がない しかし日本の船なら日本に権限がある

Q: 16 条の応急保全ではどのようなことが考えられるか。プロバイダーではサーバーを抑えられる可能性がある

A: 国内法で決まるが、可能性はあるので前提として対処が必要

後記

北沢先生も国内法が整備され、ほぼ施行されるだろうとの見方であるが、テロ特別措置法あるいは通信傍受法とともにこの条約に対応する法律があったほうが国レベルでは便利なので来年の夏には何らかの形で施行されるだろう。その場合に我々はどのような対策を採っておくべきかがこれからの課題となる。

以上